

平成26年度第2回旭川市・旭川市水道局契約審査委員会の議事概要

日 時：平成26年11月17日（月）15時00分～16時40分

場 所：旭川市総合庁舎議会棟2階 第3委員会室

出席者：委 員～浅田委員長，伊藤委員，宮嶋委員，米田委員

都市建築部～設備課長，同課長補佐，公共建築課長

土 木 部～土木建設課長

水道局上下水道部～次長（水道施設課長）

下水道施設課長，下水処理センター所長

事 務 局～総務部次長（契約課長），契約課長補佐

同課主査，同課事務職員

水道局上下水道部経営企画課長

同課契約係長，同係事務職員

1 開 会

2 審議・報告事項

(1) 会議録の公表

- ・抽出委員名の公表について

(委 員 長) 市長部局から説明をお願いします。

(事 務 局) この契約審査委員会の会議録は契約課のホームページに掲載しています。今年度第1回の会議録を委員の皆さんに見ていただいていた中で，委員長より事案を抽出した委員名を公表することについて一度検討したいという意見がありました。このため，上半期の運用状況等についての報告の前に委員の皆さんの意見をいただき，今後の抽出委員名の公表について検討したいので，議題の1番目としました。

(委 員 長) この契約審査委員会の会議録は，市民に対して公表しています。契約審査委員会の会議の後に事務局で作成した会議録の確認を行うのですが，市民の立場で読んだ時に疑問を持ちました。会議録では，出席者として4名の委員名が載っています。個人名が記載されているのはその箇所のみで，その後は委員長，委員，事務局などと記載されていますが，抽出事案の審議に入ると抽出委員という言葉が突然現れます。これは，市民が見た時に疑問に思うのではないのでしょうか。議題は抽出委員名の公表についてとなっていますが，公表するかしないかというよりもこの抽出委員という表現について考えた方が良いというのが趣旨です。

具体的に言いますと，会議録の文面を変更するのはどうでしょうか。今までの会議録では，「抽出結果について，抽出委員から報告をお願いします。」と記載されていました。この抽出委員という言葉を使い

換えまして、「抽出結果について、前回の委員会で抽出を委任された〇〇委員から報告をお願いします。」とするのはいかがでしょうか。この他にもう1箇所ありまして、抽出事案の審議が終わった後にその他の議題として、抽出委員の確認についてという議題があります。そこでは、「次回の委員会での審議案件に係る抽出委員を選定した。」とありますが、委員名を公表しない場合は、「次回の委員会での審議案件に係る抽出を担当する委員を選定した。」とし、委員名を公表する場合は、「次回の委員会での審議案件に係る抽出については、〇〇委員に委任することにした。」とどちらかにするのはいかがでしょうか。

公表する場合としない場合とで例をあげましたが、抽出委員という言葉が丁寧にわかりやすく表現するという趣旨ですが、委員のみなさんはどうでしょうか。

(委員) その部分を丁寧にわかりやすく言い換えるのはいいと思います。公表するか公表しないかという点に特段こだわりはありませんが、会議録のその箇所にだけ名前が出てきて、他の発言について名前が出てこないということであれば、全体のバランスを見ると名前を出さなくてもいいと思います。

(委員) 個人的には委員名が公表されても構いません。契約審査委員会を開催する最初の時に、委員名については「委員」だけにすると決めていたので、今回から一部については委員名を公表しますということについて、少し疑問に思うところはありますが、委員名が公表されても構いません。

(委員長) その他の議題の中で、「次回の委員会での審議案件に係る抽出については、〇〇委員に委任することにした。」と記載すれば、次回の契約審査委員会の会議録には案件を抽出した委員名を記載しなくてもよいかと思いました。

(委員) 旭川市契約審査委員会設置要綱によりますと、第3条第4項に「委員の指名及び職業は、公表するものとする。」とあります。旭川市契約審査委員会運営要領によりますと、第2条に「議事の概要は、これを公表する。」とありますので、議事の概要で委員名を具体的に記載しても結構ですし、委員長がそのようなお考えであれば、抽出委員の委員名を具体的に記載することで良いと思います。

(委員長) 今回の会議録では委員名の公表はどうでしょうか。

(委員) 今回抽出した委員名と次回抽出する委員名のどちらも公表して良いと思います。

(委員長) それでは、今回の会議録から抽出事案の審議では「抽出結果について、前回の委員会で抽出を委任された〇〇委員から報告をお願いします。」とし、その他の議題では「次回の委員会での審議案件に係る抽出については、〇〇委員に委任することにした。」と記載し、抽出する委員名を公表するという事で確認します。

(2) 平成26年度（上半期）入札・契約手続の運用状況等についての報告

- ・発注、指名停止等について（市長部局）

（委員長） 市長部局から報告をお願いします。

（事務局） （事務局（契約課）から、資料1から資料4まで及び資料6について報告）

（委員長） 今回の報告について、質疑等がありますか。

（委員長） なければ、上半期の状況について報告を受けたということで確認します。

(3) 抽出事案の審議

- ・今回抽出事案の審議（市長部局）

（委員長） 次に、市長部局の抽出事案について審議を行います。

抽出結果について、前回の契約審査委員会で抽出を委任された宮嶋委員から報告をお願いします。

（委員） 今回は、建設工事から9件、委託業務から3件を抽出しました。今回の抽出に当たり、2点について事務局に照会しました。1点目は、人事課で公表した市の退職職員の再就職先事業者が落札したものです。2点目は、落札後の設計変更による変更金額が高いものです。この2点について回答をいただき、参考にしました。

建設工事の一般競争入札方式については、全部で271件ありました。予定価格が1億円を超えているものが8件あり、その中で予定価格が一番高いものを1件、落札率が一番高いものを1件抽出しました。その他には、市の退職職員の再就職先事業者が落札したのから1件、落札後の設計変更による変更金額が高いものから順に3件を抽出しました。指名競争入札方式については、5件の中から落札率が高いものなどを2件抽出しました。随意契約方式では、7件のうち予定価格が一番高いものを抽出しました。

委託業務の一般競争入札方式については、147件中、予定価格が2千万円以上で市の退職職員の再就職先事業者が落札したのから2件を抽出しました。随意契約方式では、2件のうち予定価格が高い方を抽出しました。

（委員長） 事務局から説明をお願いします。

（事務局） （事務局（契約課）から抽出事案に係る関係要領等及び資料5抽出事案一覧について説明）

（委員長） 説明を受けましたが、何かありますか。

（委員） 資料5-2（No.6）の「神居古潭3号線改良その2工事」の方が資料5-6（No.7）の「神居古潭3号線改良工事」より契約金額が高いのですが、後者の方が設計変更による変更金額が高いのはどのような理由からですか。

- (土 木 部) 今回の設計変更の主な理由となっているアンカーとは、落石を防止するためのネットを固定するものですが、そのアンカーを縦横2 m間隔で打っています。設計の段階では、おおよそこの箇所に打つアンカーは岩盤用であるとか土砂用であると定めていますが、施工の段階でアンカーを打つ時には、事前に地盤を1箇所ごとに確認しながら打ち込んでいます。そのようなことから、当初予定していたアンカーと実際に打つものとは異なることもあります。このため、単価の高いアンカーに変更する箇所が多いほど、設計変更による変更金額が高くなります。
- (委 員) 資料5-4 (No. 6) の「神居古潭3号線改良その2工事」の入札(見積)の記録ですが、無効のものについて入札金額を公表する必要はないのですか。
- (事 務 局) 無効というのは、入札の有効性をそもそも認めないことです。本市の公表としましては、無効としたものについては入札金額を公表せず、有効と認めた後に最低制限価格を下回るなどで失格となった場合は入札金額を公表するという形で整理しております。
- (委 員) 先ほどの質問に関連しまして、資料5-2 (No. 6) の「神居古潭3号線改良その2工事」と資料5-6 (No. 7) の「神居古潭3号線改良工事」のアンカーについてですが、設計の時点ではどのくらいアンカーが必要かわからなかったということですか。
- (土 木 部) 設計のための調査の段階では、全ての箇所の地盤を調査しているわけではなく、おおよそこの部分は岩盤用であるとか土砂用であると設計していますので、実際にはその箇所ごとに設計と異なる地盤の場合もあります。そのため、工事の際にはその箇所の地盤を1箇所ごとに調査し、そこに打つアンカーを確認してから打ち込んでいます。
- (委 員) 当初の設計とこれだけ金額が異なるわけですから、見通しがこれだけ違ってよいのでしょうか。
- (土 木 部) アンカーの単価についてですが、土砂用のアンカーは岩盤用のアンカーの2倍程度の金額ですので、1箇所変更するごとに設計金額が大きく変わることになります。土砂用のアンカーを打つべき箇所に土砂用より単価の安い岩盤用のアンカーを打つと地盤から抜けてしまいますので、適当なアンカーを打たなければいけません。
- (委 員) 設計変更の理由にアンカー等とありますが、アンカーの他にも変更となったものはあるのですか。
- (土 木 部) 主な理由はアンカーの概数が確定したことによるものですが、アンカー以外の他の数量についても概数の確定による変更がありました。
- (委 員) 資料5-14 (No. 30) の「春光台1条6・7丁目側溝整備工事」の第2回設計変更の変更内容についてですが、第1回設計変更でごみ混入土砂の処分費を追加する変更を行った後に、再度処分費を変更していますが、予定よりごみの量が多かったということでしょうか。

(土 木 部) 春光台地区は昔、道路整備をするまでごみ捨て場になっていたところがあり、その部分を造成したということです。調査の際にはその道路を掘ってまでは確認しませんが、実際に掘削して出てきたごみについては、適正に処理しなければなりません。混入しているものが簡単に分別できないものであれば、全て処分場に搬出しなければなりません。そのようなものが広範囲に及ぶことになると設計変更をして処理することになります。

(委 員) 資料5-25 (No.3) の「常磐公園トイレ建替工事」についてですが、指名業者を選定した理由として、条件付き一般競争入札で応札者がいなかったため、一部設計内容の見直しを行ったとありますが、どのようなことでしょうか。資料2の概要によると、床面積14㎡の既存トイレを解体し、床面積12㎡のトイレを新築するという一方で、床面積が変更となっていますが、既存トイレをそのまま使用するというにはならなかったのでしょうか。

(都市建築部) 床面積については、設計内容の見直しを行っていません。床面積14㎡の既存トイレを解体し、床面積12㎡のトイレを新築するという一方で、一度、一般競争入札を行いましたが、応札者がいなかったため、改めて公告しました。当初、工事の完了期限を12月15日までとしていましたが、技術者の手配が難しい状況等が見られましたので、工期を延ばして技術者を手配しやすくなるように配慮し、来年の3月13日まで工期を延ばした上で発注しました。また、冬期間の工事ということで、防寒養生費等を設計費用の中に積み上げて積算しました。以上のような設計内容の見直しを行ったということです。

(委 員) このトイレを新しく建て替える必要があったということですね。

(都市建築部) そうです。

(委 員) 資料5-26 (No.3) の「常磐公園トイレ建替工事」の入札（見積）の記録の中で、無効となった業者がいますが、その無効となった業者に対して指導等はしないのですか。

(事 務 局) 入札では書類の内容をそのまま判断するのが原則であり、例えば落札の決定を保留にして書類に不備のあった業者に確認することは通常ありません。ただし、入札を無効とした内容によっては、今後の入札でも同様の間違いが起こる可能性があるため、落札を決定した翌日にはその業者に対して入札方法等について説明することはあります。

(委 員 長) その他はいかがでしょうか。他になければ、市長部局の抽出案件については、以上で報告を受けたことにします。

(4) 平成26年度（上半期）入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について（水道局）

(委 員 長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(事 務 局) （事務局（水道局）から、資料1から資料4までについて報告）

(委員 長) 報告を受けたということで確認します。

(5) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議（水道局）

(委員 長) 抽出結果について、前回の契約審査委員会で抽出を委任された宮嶋委員から水道局分の報告をお願いします。

(委員) 建設工事の一般競争入札方式については、102件のうち4件を抽出しました。内訳は、予定価格が1億円を超えているものの中で落札率が高いものを2件、市の退職職員の再就職先事業者が落札したものから1件、落札後の設計変更による変更金額が高いものから1件です。随意契約方式は1件でしたので、その1件を抽出しました。

委託業務の一般競争入札方式については、7件中、予定価格が最も高いものを1件抽出しました。

(委員 長) 抽出事案について、水道局から説明をお願いします。

(事務局) (事務局（水道局）から、資料5について説明)

(委員 長) 抽出事案の説明を受けましたが、質疑は何かありますか。

(委員) 資料5-3 (No.16) の「亀吉雨水ポンプ場中央監視制御ほか電気設備工事」の抽出事案説明書についてですが、入札参加資格条件に監理技術者又は主任技術者を専任で配置できることとありますが、どのようにして確認しているのでしょうか。

(事務局) 通常は郵送による一般競争入札を実施していますが、事前に確認すべき資格要件がある場合には、事前審査型の一般競争入札としています。事前に入札参加資格確認申請書や配置予定技術者調書等の書類を審査し、参加資格を有するとした場合に入札への参加ができます。

(委員) 専任で配置するというのは、現場に常駐しなければならないのですか。その場合、常駐しているかの確認はどのくらいの頻度で行っているのでしょうか。

(事務局) 現場代理人と専任の主任技術者とでは扱いが異なっています。現場代理人は工事現場に常駐し、その運営、取り締まり等を行う者です。それは、特別の理由がない限り現場に常にいる必要があります。主任技術者の専任というのは、他の工事と兼務している状態ではなく、その工事に専門に携わっていることということで、工事現場に常にいる必要はありません。

(委員) 入札金額について、1円単位まで細かく刻んでいる業者もありますが、端数処理の取り決め等はないのでしょうか。

(事務局) 特にありません。

(委員 長) 他になければ、水道局の抽出案件についても説明を受けたということで確認します。

(6) その他

- ・抽出を委任する委員の確認について
次回の委員会での審議案件に係る抽出については、米田委員に委任することとした。
- ・次回委員会の日程について
平成27年5月25日（月）の15時とした。

《配付資料》

【旭川市】

- 資料1 建設工事・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務入札方式別発注一覧集計表
- ・建設工事に係る入札方式別発注一覧表（様式1）
 - ・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表（様式2）
- 資料2 指名停止情報一覧表（様式3）
- 資料3 苦情処理一覧表（様式4）
- 資料4 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式5）
- 資料5 抽出事案一覧表及び説明書（様式6）
- 資料6 平成26年度上半期における入札談合情報等の対応状況

＜参考資料＞

抽出事案に係る関係要領等

【旭川市水道局】

- 水道局資料1 建設工事・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務入札方式別発注一覧集計表
- ・建設工事に係る入札方式別発注一覧表（様式1）
 - ・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表（様式2）
- 水道局資料2 苦情処理一覧表（様式4）
- 水道局資料3 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式5）
- 水道局資料4 平成26年度上半期における入札談合情報等の対応状況
- 水道局資料5 抽出事案一覧表及び説明書（入札・見積の記録）

＜参考資料＞

抽出事案に係る関係要領等